



長野県報

10月28日(木)
平成16年
(2004年)
第1605号

目次

規則

寒冷地手当の支給に関する規則の一部を改正する規則（人事委員会事務局）	1
企業職員の給与に関する規程の一部を改正する管理規程（企業局総務課）	2

告示

平成16年度において地方事務所長に交付の権限を委任する補助金等の指定（人事活性化チーム）	3
土地収用法に基づく事業の認定（企画課）	3
指定介護老人福祉施設の指定（高齢福祉課）	4
指定介護療養型医療施設の指定（高齢福祉課）	4
救急病院等を定める省令に基づく救急病院の認定（医務課）	4
産業廃棄物処理施設の設置許可申請及び設置許可の申請書及び周辺地域の生活環境に及ぼす影響についての調査結果書の縦覧（廃棄物対策課）	4
解除予定保安林（森林保全課）	5
道路の区域変更及び関係図面の縦覧（道路維持課）	5
道路の供用開始及び関係図面の縦覧（道路維持課）	5
長野県収入証紙売りさばき人の指定取り消し（会計課）	5
長野県収入証紙売りさばき人の名称変更（会計課）	5

公 告

特定調達契約に基づく一般競争入札（情報政策課）	6
一般競争入札（管財課）	7
特定調達契約に基づく落札者の決定（医務課県立病院室）	7
特定非営利活動法人長野県ITアドバイザーセンターの設立の認証申請（生活文化課NPO活動推進室）	8
家畜伝染病発生の報告（畜産課）	8
土地区画整理組合の事業計画の変更認可（都市計画課）	8
土地改良事業の施行に伴う換地計画に基づく換地処分（農村整備課）	8
一般競争入札（農業技術課）	8

規則

寒冷地手当の支給に関する規則の一部を改正する規則を
ここに公布します。

平成16年10月28日

長野県人事委員会委員長 矢ヶ崎 啓一郎

長野県人事委員会規則第15号

寒冷地手当の支給に関する規則の一部を改正する規則

寒冷地手当の支給に関する規則（昭和39年長野県人事委員会規則第21号）の一部を次のように改正する。

第1条中「給与条例」を「一般職員給与条例」に、「第38条第1項及び第3項、第39条並びに第48条」を「第38条及び第48条、長野県学校職員の給与に関する条例（昭和29年長野県条例第2号。次条

において「学校職員給与条例」という。）第27条並びに長野県警察職員の給与に関する条例（昭和29年長野県条例第30号。次条において「警察職員給与条例」という。）第25条」に改める。

第2条から第4条までを次のように改める。

（公署）

第2条 一般職員給与条例第37条第2号（学校職員給与条例第27条及び警察職員給与条例第25条の規定によりその例によることとされる場合を含む。）に規定する人事委員会が定める公署は、別表とのおりとする。

（扶養親族のある職員から除く職員）

第3条 一般職員給与条例第38条第1号に規定する配偶者と別居している職員及びこれに準ずる職員で人事委員会が定めるものは、同居している扶養親族（一般職員給与条例第14条第1項に規定する扶養親族をいう。以下この条及び次条において同じ。）がない職員のうち、当該職員の扶養親族が居住する住居（当該扶養親族

が2人以上ある場合にあっては、そのすべての者の住居)と一般職員給与条例別表第7に掲げる地域及び次項に定める地域(次条において「支給地域」という。)の市役所又は町村役場との間の距離のうち最も短いものが60キロメートル以上であるものとする。

2 一般職員給与条例第38条第1号に規定する人事委員会が定める地域は、国家公務員の寒冷地手当に関する法律(昭和24年法律第200号)別表に掲げる地域であって、一般職員給与条例別表第7に掲げる地域以外のものとする。

(扶養親族に関する確認)

第4条 任命権者は、扶養親族のある職員に対し寒冷地手当を支給する場合において、必要と認めるときは、次に掲げる事項を確認するものとする。

(1) 扶養親族との同居の有無

(2) 同居していない扶養親族がある場合にあっては、次に掲げる事項

ア 同居していない扶養親族が居住する住居の所在地

イ 同居していない扶養親族が居住する住居の所在地が支給地域内にない場合にあっては、当該住居と前条第1項に規定する市役所又は町村役場との間の距離のうち最も短いもの

2 前項の規定による確認は、職員に対し扶養親族の住居の所在地等を証明するに足る書類の提出を求める等の方法によりするものとする。

第5条及び第6条を削り、第7条を第5条とする。

別表を次のように改める。

(別表)(第2条関係)

公 署	所 在 地
飯田児童相談所	飯田市大瀬木1,107の54
松川ダム管理事務所	飯田市上飯田8,181の27
松川青年の家	下伊那郡松川町大島2,750の284
飯田風越高等学校	飯田市上郷黒田6,462
松川高等学校	下伊那郡松川町上片桐919の1
飯田市立三穂小学校	飯田市立伊豆木3,778
飯田市立伊賀良小学校	飯田市北方3,872の1
飯田市立山本小学校	飯田市竹佐819の6
飯田市立川路小学校	飯田市川路3,477の1
飯田市立千代小学校	飯田市千代3,166の2
飯田市立千栄小学校	飯田市千栄1,530
下伊那郡松川町立松川中央小学校	下伊那郡松川町元大島3,732の9
下伊那郡松川町立松川北小学校	下伊那郡松川町上片桐2,930
下伊那郡松川町立松川東小学校	下伊那郡松川町生田4,735
下伊那郡高森町立高森北小学校	下伊那郡高森町山吹3,727の2
下伊那郡豊丘村立豊丘北小学校	下伊那郡豊丘村大字河野1,691
木曾郡山口村立神坂小学校	木曾郡山口村大字神坂4,797の230
飯田市立竜崎中学校	飯田市川路4,370
飯田市立竜東中学校	飯田市龍江9,205
飯田市立旭ヶ丘中学校	飯田市大瀬木3,530
下伊那郡松川町立松川中学校	下伊那郡松川町元大島3,293
高速道路交通警察隊飯田分駐隊	飯田市北方856の1
飯田市山本警察官駐在所	飯田市山本2,290の1
飯田市千代警察官駐在所	飯田市千代1,997
松川町上片桐警察官駐在所	下伊那郡松川町上片桐2,295
松川町生田警察官駐在所	下伊那郡松川町生田740の11

高森町警察官駐在所 南信濃村木沢警察官駐在所 山口村神坂警察官駐在所	下伊那郡高森町上市田535の2 下伊那郡南信濃村大字木沢766の1 木曽郡山口村大字神坂4,797の246
--	---

附 則

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例(平成16年長野県条例第37号。以下「改正条例」という。)附則第2項に規定する人事委員会が定める職員は、次に該当するものとする。

(1) 改正条例の施行前に職員であった者で、計画的な人事交流等のため国、他の地方公共団体若しくは国家公務員退職手当法施行令(昭和28年政令第215号)第9条の2第148号に規定する国立大学法人(次号において「国等」という。)の職員として勤務していた期間又は公益法人等への職員の派遣等に関する条例(平成13年長野県条例第38号)に定める退職派遣者として勤務していた期間を職員として在職した期間とみなした場合に、改正条例による改正後の一般職の職員の給与に関する条例(昭和27年長野県条例第6号。次項において「新一般職員給与条例」という。)第37条に規定する基準日(その属する月が平成22年3月までのものに限る。)において、改正条例の施行日の前日(以下この項において「施行日の前日」という。)から引き続き在職する職員となるもの

(2) 施行日の前日から引き続き国等の職員として在職し、当該在職の後計画的な人事交流等のため職員となった者で、当該職員となった日から引き続き在職するもの

(3) 前2号に掲げるもののほか、施行日の前日から引き続き在職する職員との権衡上必要があると認められるものとして人事委員会が別に定めるもの

3 改正条例附則第2項第2号及び第3号、附則第3項第2号、附則第4項第2号、附則第5項第2号及び第4号、附則第6項第1号から第3号まで並びに附則第7項第1号の規定により読み替えて適用される新一般職員給与条例第37条及び第38条に規定する人事委員会が定める扶養親族は、新一般職員給与条例第14条第1項に規定する扶養親族のうち、次に掲げるものとする。

(1) 職員と同居している扶養親族

(2) 職員と同居していない扶養親族のうち、次に掲げるもの

ア 新一般職員給与条例別表第7に掲げる地域又はこの規則による改正後の寒冷地手当の支給に関する規則(以下「新規則」という。)第3条第2項に定める地域に居住するもの

イ アに掲げる扶養親族以外の扶養親族のうち、新規則第3条第1項に規定する市役所又は町村役場との間の距離のうち最も短いものが60キロメートル未満である住居に居住するもの

人事委員会事務局

企業職員の給与に関する規程の一部を改正する管理規程を次のように制定します。

平成16年10月28日

長野県公営企業管理者 古林 弘充

長野県公営企業管理規程第10号

企業職員の給与に関する規程の一部を改正する管理規程

企業職員の給与に関する規程（昭和43年長野県公営企業管理規程第2号）の一部を次のように改正する。

第5条の2を次のように改正する。

（寒冷地手当）

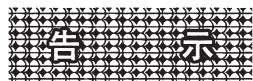
第5条の2 寒冷地手当は、第2条の規定によるほか、次の表の左欄に掲げる現地機関に在勤する職員に対して支給する。

現地機関	所在地
南信発電管理事務所南部管理所	下伊那郡松川町生田541-1

附 則

この管理規程は、公布の日から施行する。

企業局総務課

**長野県告示第579号**

事務処理規則（昭和39年長野県規則第5号）別表第2の5の(2)の規定により、平成16年度において地方事務所長に交付の権限を委任する補助金等を次のとおり指定します。

平成16年10月28日

長野県知事 田中康夫

鳥獣害防止対策事業補助金交付要綱（平成16年10月12日付け16農技第542号農政部長通知）の規定に基づく補助金

人事活性化チーム

長野県告示第580号

土地収用法（昭和26年法律第219号。以下「法」という。）第20条の規定により、次のとおり事業の認定をしました。

平成16年10月28日

長野県知事 田中康夫

1 起業者の名称

社会福祉法人平成会

2 事業の種類

介護老人保健施設（短期入所生活介護施設併設）箕輪（仮称）及び痴呆性高齢者グループホーム箕輪（仮称）建設事業

3 起業地

(1) 収用の部分

上伊那郡箕輪町大字東箕輪字北田地内

(2) 使用の部分

なし

4 事業の認定をした理由

(1) 法第20条第1号要件（収用適格事業）

介護老人保健施設（短期入所生活介護施設併設）箕輪（仮称）及び痴呆性高齢者グループホーム箕輪（仮称）建設事業（以下

「本件事業」という。）は、法第3条第23号に規定する社会福祉法による社会福祉事業の用に供する施設に関する事業に該当する。

(2) 法第20条第2号要件（起業者の意思と能力）

本件事業の起業者である社会福祉法人平成会は、理事会において施設の整備につき承認しており、また、事業遂行について必要な財源措置を講じていることから、本件事業を遂行するための充分な意思と能力を有している。

(3) 法第20条第3号要件（事業計画の公益性）

ア 本件事業の施行により得られる利益

介護老人保健施設は、介護保険法（平成9年法律第123号）第7条第22項に規定する施設サービス計画に基づく介護及び機能訓練その他必要な医療並びに日常生活上の世話をうたための施設であって、長野県老人保健福祉計画・第2期介護保険事業支援計画（以下「支援計画」という。）では、上伊那圏域（伊那市、駒ヶ根市及び上伊那郡をいう。以下同じ。）の平成19年度における施設の目標定員を609人とし、現在、489人の定員が確保されている。

また、痴呆性高齢者グループホームは、老人福祉法（昭和38年法律第133号）第5条の2第5項に規定する痴呆対応型老人共同生活援助事業を行うための施設であって、支援計画では、上伊那圏域の平成19年度における施設の目標定員を134人とし、現在、55人の定員が確保されている。

しかしながら、箕輪町においてはこれらと同種の施設の整備が十分ではなく、施設入所希望者は他市町村の施設への入所や自宅待機を余儀なくされ、その家族にとっても心身ともに負担がかかる状況となっている。このため、住民からは施設建設に対する要望が強くなっている。

本件事業の施行により施設が完成すれば、家庭的で落ち着いた雰囲気の中で、要介護者は居宅における生活への早期復帰に向け安心して介護や機能訓練を受けることができ、痴呆症状のある高齢者は症状の進行が穏やかになることが期待できる。また、同時に家族の負担軽減につながる。

よって、本件事業の施行は、介護サービス基盤の充実を図り、地域の福祉発展に貢献するため公益性が高い。

イ 本件事業の施行による影響

起業地及び周辺一帯は優良農地であるが、起業地はその端部に位置していること、起業者が建設する施設は他の農地への日照について配慮された配置であること、また、隣接地所有者や近隣住民の理解が得られていることなどから、周辺の土地利用及び生活環境への影響は少ないと考えられる。

ウ 比較衡量

アで述べた本件事業の施行により得られる利益とイで述べた本件事業の施行による影響を比較衡量した結果、前者が優越すると認められることから、本件事業は法第20条第3号の要件を充足すると判断される。

(4) 法第20条第4号要件（土地を収用することの必要性）

ア 本件事業を早期に施行する必要性

上伊那圏域においては、支援計画による介護老人保健施設及び痴呆性高齢者グループホームの目標定員に達していない状況にある。また、箕輪町内ではこれらと同種の施設の整備が十分ではなく、施設への入所希望者は他市町村の施設への入所や自宅待機も余儀なくされている状況にあることから、